

公立大学法人下関市立大学職員提案規程

平成20年6月3日

規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、職員（公立大学法人下関市立大学職員就業規則第2条第2項第2号に定める事務職員及び公立大学下関市立大学有期雇用職員就業規則第3条第2号に定める事務職員をいう。以下同じ。）に対して事務事業の改善について意見の提出を求め、もって事務能率の向上を図るとともに職員の勤労意欲を高めることを目的とする。

(提案者の資格)

第2条 職員は、単独又は共同して提案することができる。

(提案の内容)

第3条 提案は、次の各号のいずれかに該当し、創意又は工夫による実施可能な具体的かつ建設的なものであれば、内容の軽重は問わないものとする。

- (1) 事務事業の能率向上又は効率化が図れること。
- (2) 学生サービスの向上に関すること。
- (3) 経費が節減されること。
- (4) その他有益な改善であること。

2 次の各号のいずれかに該当する提案は、受理しない。

- (1) 非難、苦情、中傷等の内容を有するもの。
- (2) 単なる意見、希望又は批判で内容に改善の要素を含まないもの。
- (3) 人事及び給与に関するもの。
- (4) 既に受理された提案と同一又は類似の内容のもの。
- (5) その他受理することが適当でないと認められるもの。

(提案の時期等)

第4条 提案は、随時に行うことができる。

2 経営企画グループ長（以下「経企グループ長」という。）は、特に必要があると認めるときは、特定の課題について期間を定めて提案を募集することができる。

(提案の方法)

第5条 提案をしようとする者は、提案を記載した用紙及び参考資料があるときは当該参考資料を経企グループ長に提出するものとする。

(提案内容の開示及び意見聴取)

第6条 経企グループ長は提案を受理したときは、提案の内容を開示することができるものとする。

2 経企グループ長は前項の規定により開示された提案の内容について、審査の参考とするため、職員及び当該提案に対する関係グループから意見を求めることができる。

3 経企グループ長は、前項の規定により職員及び関係グループから意見を求めたときは、その結果を公立大学法人下関市立大学業務改善委員会規程（以下「委員会規程」という。）第1条に定める公立大学法人下関市立大学業務改善委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

（提案の処理）

第7条 経企グループ長は必要と認める時期に受理した提案を取りまとめ、委員会の審査に付するものとする。

（委員会の審査）

第8条 委員会は、委員会規程第2条第3号に基づき、職員の提案内容について審査する。

2 委員会は前条の規定による提案について、これを評価し、別表に規定するほう賞を決定する。

（審査の結果）

第9条 委員会は、審査結果について理事長に報告するとともに提案者に通知する。

（提案の実施）

第10条 理事長は有益と認められる提案の実施について、所管グループ長に対して必要な措置を命ずるものとする。

2 前項の規定により提案を実施又は検討した所管グループ長は、その実施又は検討状況及び効果を理事長及び委員会に随時報告しなければならない。

（ほう賞）

第11条 理事長は、委員会が決定したほう賞を提案者に授与する。

（人事記録）

第12条 理事長は、委員会が特に優秀と認めた提案を提出した職員については、その旨を人事記録に登載し、人事考課の参考にするものとする。

（その他）

第13条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月3日から施行する。

別表（第8条関係）

（ほう賞）

最優秀賞	優秀賞	提案賞	参加賞
図書券 （5,000円）	図書券 （3,000円）	図書券 （1,000円）	図書券 （500円）